

一般社団法人 S N S 運用代行協会定款  
令和 7 年 9 月 25 日 作成

定 款 \_

第1章 \_総 則 \_

(名 称) \_

第1条 \_当法人は、一般社団法人 S N S 運用代行協会と称する。 \_

(目 的) \_

第2条 \_当法人は、S N S 運用代行に関する調査・研究・教育・普及活動を行い、WE Bマーケティング業界の健全な発展および社会的信頼性の向上を図るとともに、中小企業や個人事業者が安心してS N S を活用できる環境を整備することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 \_

1. S N S 運用に関する市場調査・事例収集・データ分析 \_
2. 炎上事例や広告規制に関する研究と情報発信 \_
3. S N S 運用に関するセミナー・講習会・勉強会の開催 \_
4. オンライン講座や教材の提供 \_
5. 会員向けガイドライン・マニュアルの作成と配布 \_
6. 会員相互の情報交換・共同研究・ビジネスマッチング支援 \_
7. 中小企業とS N S 運用事業者との仲介 \_
8. コンプライアンス遵守・著作権保護・炎上リスク対策に関する広報活動 \_
9. 行政・教育機関・メディアとの連携による啓発活動 \_
10. 前各号に附帯又は関連する事業 \_

(主たる事務所の所在地) \_

第3条 \_当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。 \_

(公告方法) \_

第4条 \_当法人の公告方法は、官報に掲載してする。 \_

## 第2章 会員

### (会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

### (入会)

第6条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

### (入会金及び会費の支払義務)

第7条 正会員は、社員総会で定める額の入会金及び会費を支払わなければならぬ。

2 賛助会員は、社員総会で定める額の入会金及び会費を支払わなければならぬ。

### (会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### (退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- (2) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 総正会員の同意

2 会員が以下のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、第5条に定める正会員をもって構成する。

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、総正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権) \_

第14条 \_社員総会における議決権は、社員三浦和賢については2個、その他の社員については1個とする。 \_

(決議の方法) \_

第15条 \_社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。 \_

(議決権の代理行使) \_

第16条 \_正会員は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。 \_

(社員総会議事録) \_

第17条 \_社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。 \_

第4章 \_理事及び代表理事 \_

(理事の員数) \_

第18条 \_当法人の理事の員数は、3名以上とする。 \_

(理事の資格) \_

第19条 \_当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。 \_

(理事の選任の方法) \_

第20条 \_当法人の理事の選任は、社員総会において出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。 \_

(代表理事) \_

第21条 \_当法人に理事が 2 人以上いるときは、理事の互選によって代表理事 1 人を選定するものとする。 \_

(理事の任期) \_

第22条 \_理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 \_

2 \_任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。 \_

(報酬等) \_

第23条 \_理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。 \_

第5章 \_計 \_算 \_

(事業年度) \_

第24条 \_当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

— (計算書類等の定時社員総会への提出等) \_

第25条 \_代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。 \_

2 \_前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。 \_

(計算書類等の備置き) \_

第26条 \_当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。 \_

(剩余金の不分配) \_

第27条 \_当法人は、剩余金の分配を行わない。 \_

第6章 \_解散及び清算 \_

(解散) \_

第28条 \_当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解散する。 \_

(残余財産の帰属) \_

第29条 \_当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 \_

第7章 \_附 \_則 \_

(設立時社員の氏名及び住所) \_

第30条 \_当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。 \_

岡山市北区大元一丁目11番8号

三浦 和賢 \_

岡山市北区天神町6番46号 \_

江草 節雄 \_

(設立時の役員) \_

第31条 \_当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。 \_

設立時理事 三浦 和賢 \_

設立時理事 江草 節雄 \_

設立時理事 古川 久美子 \_

設立時代表理事 三浦 和賢 \_

(最初の事業年度) \_

第32条 \_当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年9月30日までとする。 \_

(定款に定めのない事項) \_

第33条 \_この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。 \_

以上、一般社団法人SNS運用代行協会を設立のため、設立時社員三浦和賢外1名の定款作成代理人である司法書士小林敬史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。 \_

令和7年9月25日 \_

設立時社員 \_岡山市北区大元一丁目11番8号 \_

三浦 \_和賢 \_

設立時社員 \_岡山市北区天神町6番46号 \_

江草 \_節雄 \_

上記設立時社員2名の定款作成代理人 \_

岡山市南区彦崎2917番地 \_

司法書士 \_小林 \_敬史 \_